

## PLレポート(製品安全) <2017 No.5>

■ 「PLレポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

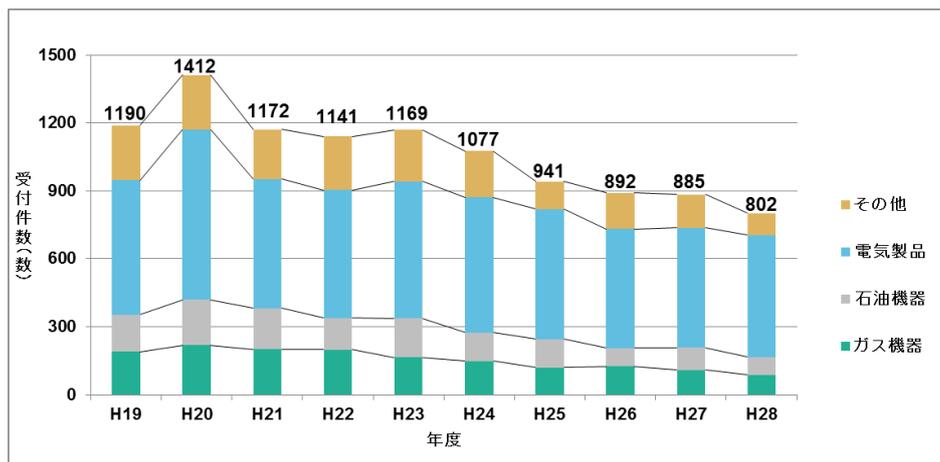
国内トピックス：最近公開された国内のPL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

### ○経済産業省、平成28年度における製品事故発生状況についてのレポートを公開

(2017年6月16日 経済産業省)

6月16日に行われた経済産業省・産業構造審議会・商務流通情報分科会の第5回製品安全小委員会において、「平成28年度の製品事故の発生状況等について」(以下、「本レポート」という)の報告が行われました。

本レポートによると、重大製品事故件数は、平成28年度は802件で、平成23年度以降減少傾向にあります(図1)。



重大製品事故のうち電気製品が6割以上を占めていますが、その事故の内訳をみると、平成28年度には電池(バッテリー)が2位になっており、新しい動きとして報告されています(図2)。

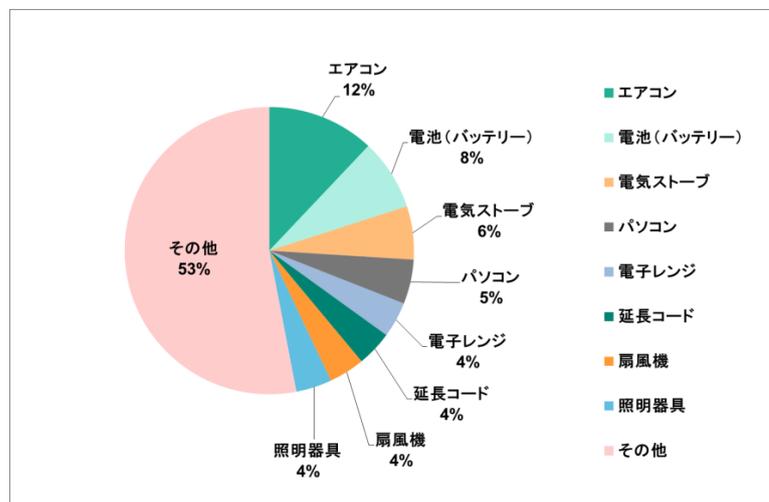


図2 平成28年度の重大製品事故の内訳

特に、リチウムイオンバッテリーを発火源とする製品事故（非重大製品事故を含む）については、平成 24 年度以降増加傾向にあり、中でも、いわゆるモバイルバッテリーの事故件数が増加していると指摘しています（図 3）。

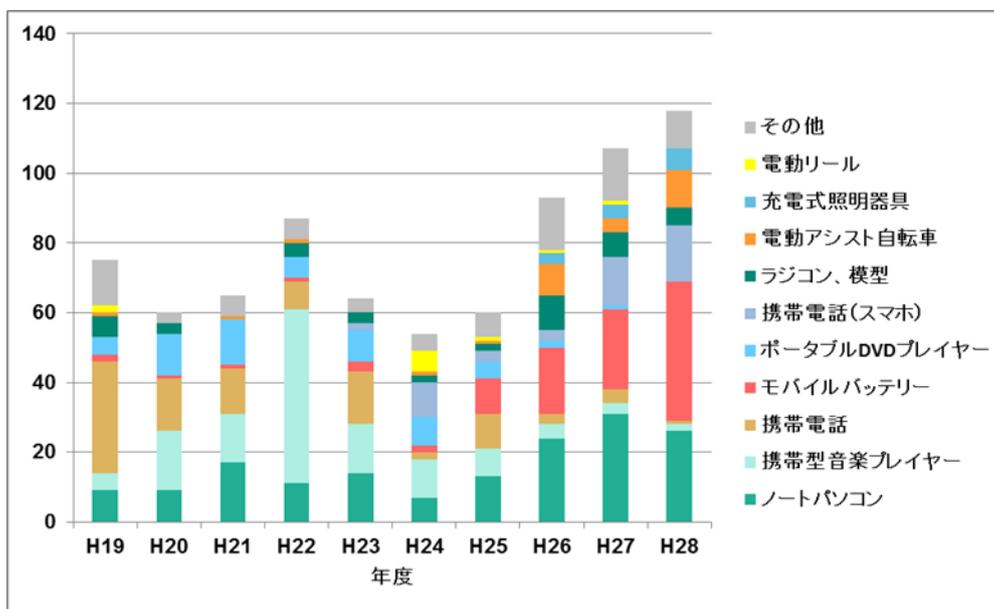


図 3 リチウムイオンバッテリーを発火源とする製品事故の推移（非重大製品事故を含む）

また、本レポートでは、高齢者関連事故の概況として、重大製品事故による人的被害は、世代が高齢になるほど「死亡」の割合が増大し、高齢者ほど被害が深刻となっているとしています（図 4）。

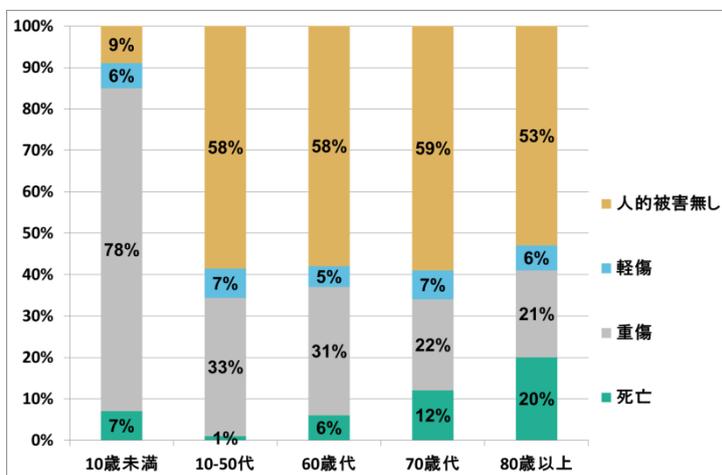


図 4 年代別の人的被害状況（平成 24~28 年度中の重大製品事故）

石油ストーブ、脚立・踏み台、福祉用具による事故が多く発生しており、こうした状況を鑑みて、経済産業省では、高齢者の行動パターンを分析し、基盤データを整備していくことで、高齢者にとって安全な製品開発を後押しする取組みを行っているとしています。

本レポートは、上述した項目以外にも、子どもの関連事故の概況、リコールに関わる情報や消費者への注意喚起の情報等についても述べられており、同省による製品安全に対する取組みが簡潔にまとまっています。

事業者は、より安全な製品の市場への流通に向けて、こうした近年における事故の傾向等を把握し自社の取組みに反映していくことが望まれます。

(注) 図1～図4は上述のレポートを参考に弊社で作成したものです。

出所：

「平成28年度の製品事故の発生状況等について」

[www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/seihin\\_anzen/pdf/005\\_01\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/seihin_anzen/pdf/005_01_00.pdf)

## ○国土交通省、未認証チャイルドシートの危険性を啓発するためのビデオを公開

(2017年6月28日 国土交通省)

国土交通省は6月28日、チャイルドシートの重要性や未認証品の危険性についての啓発ビデオを公開しました。

チャイルドシートは、道路交通車両法の保安基準で規定されている安全基準に適合し、安全基準適合マーク（Eマークや自マーク）が表示されたものが使用される必要がありますが、ここ数年、当該マークが表示されていないチャイルドシート（未認証チャイルドシート）がインターネット通販等によって販売されている実態があります。同省が、実際にインターネットで販売されている7製品について検証を行ったところ、国の安全基準に適合していないことが確認されています。同省による本ビデオの公開は、このような状況を受けたものです。

本ビデオによると、未認証のチャイルドシートは、いずれも本体の大部分が布製であり、また、ベルト部分は細い糸で取り付けられているだけであるため、衝撃を吸収するというチャイルドシートに求められる機能がほぼ見込めないことを指摘しています。

また、衝突実験では、固定用の部品やベルトが破損し、ほとんどのケースで子どもを模したダミー人形が前方に放出されました。放出されない場合でも、腹部等が強く圧迫され、重篤な傷害を与えるおそれがあるとしています。さらに、主要な部品の引張試験においても、安全基準で子どもを拘束するのに必要とされる強度より、はるかに低い強度で破断しています。

インターネット通販のサイト上では、前述のような未認証で安全性が低いと思われるチャイルドシートが、簡易型と称して販売されている実態があります。中には、安全基準適合マークが付いていないことを承知の上で注文せよ、などと購入者に責任を転嫁しているように見受けられるものもあります。新聞報道等によれば、同省は未認証品を販売するサイトなどにページを削除するよう指導するようですが、輸入業者や流通販売業者においては、販売者としての責任として、安全基準適合マークが表示されていない製品を仕入れないことが求められます。

また、近年発生した電気用品安全法違反の事例では、求められる基準に適合していないにも関わらず、虚偽のPSEマークが貼付されていた製品を、輸入事業者が仕入れていたケースがあり、チャイルドシートにおいても同様の事象が生じるおそれを想定できます。仮に適合マークが貼付されていたとしても、価格等の観点から安全性に疑義が認められるような場合には、輸入業者や流通販売業者は、当該製品の安全性について取引先や検査機関に確認したうえで仕入れを判断するなどの留意が必要といえるでしょう。

出所：

国土交通省プレスリリース

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08\\_hh\\_002659.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002659.html)

公開されたビデオ

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

○国土交通省が「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」を公表  
(2017年7月4日 国土交通省)

国土交通省は、7月4日、「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」を公表し、特定行政庁や関係団体に周知しました。

本ガイドラインは、平成21年4月に東京都内で発生したエスカレーター乗場周辺の側面からの転落死亡事故を契機に、同省の社会資本整備審議会がとりまとめた「側面からの転落防止対策については、個別の建築物ごとに、その利用者などの建築物自体の特性によるリスクを想定した上で、設計者、建築物の管理者等により講じられるべきである。」という答申を受けて、策定されたものです。

本ガイドラインでは、ビル等建築物の設計者や管理者等は、利用者の特性やエスカレーターの設置環境から生じるリスクを検討し、建築基準法に定められた対策に付加して、一定の措置を講じるべきであるとしています。そして、個別の建築物毎に、①「建築計画による対策」、②「物理的なハード対策」、③「運用上のソフト対策」を組み合わせる実施することが必要としています。

対策の具体的な例としては、高さが2階分以上のエスカレーターは吹き抜けに面さない場所に設置する（前記①の例）、エスカレーター側面へ転落防止板を設置する（同、②の例）、エスカレーターの進行方向が分かるサインの表示や音声案内の実施（同、③の例）等を示しています。

さらに、利用者自らが安全な利用法を理解することが事故を減らす最も効果的な対策であるとして、エスカレーターに関わる全ての関係者が、利用者に対して安全な利用法の周知、普及に積極的に取り組む必要があるとも述べています。

設計者や施設管理者においては、本ガイドラインで示された好取組事例や過去の事故例を参考に、上記①～③の視点で対策を講じていくことが求められることはもちろんのこと、利用者の特性や使用環境などの様々な状況をもとにしたリスクアセスメントを実施し、それぞれの立場で求められる対応策を講じることが期待されます。

出所：

国土交通省プレスリリース

<http://www.mlit.go.jp/common/001191592.pdf>

「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」

<http://www.mlit.go.jp/common/001191590.pdf>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

## ○ASTM が救助目的で使用されるドローンの運用規格を検討

(2017年6月19日 米国)

ASTM インターナショナル(旧 American Society for Testing and Materials: 米国材料試験協会、以下 ASTM) は 6 月 19 日、遭難者の捜索・救助目的で使用されるドローン(Drone または UAS: Unmanned Aircraft System、無人航空機システム)の運用を支援するための規格を検討していることを発表しました。

ASTM によれば、ドローン本体および付属機器の発達により、遭難者や行方不明者の捜索・救助に従事する組織・団体は次のような用途にドローンを使用する事例が多くなっていると指摘しています。

- ・ 遭難者や行方不明者の発見
- ・ 発見された遭難者や行方不明者に対する救命機器や食料の提供(投下)
- ・ 現場の照明と周辺の状況確認

しかし、これらの組織・団体の多くはボランティアにより構成・運用されているため、適切な操縦訓練を受けないままドローンを運用しており、救助の効果を上げる(できるだけ短時間に発見・救助を完了する)には、適切なガイドラインが必要としています。このため ASTM では次の3分野についての規格の検討が進められています。

- ・ 救難用ドローンの区分に関する規格
- ・ 当該ドローン操縦者の訓練に関する規格
- ・ 当該ドローンの運用に関する規格

ASTM は昨年 12 月に、全てのドローンの運用に適用できる安全規格「F317:Practice for Operational Risk Assessment(ORA)」を発行しましたが(本レポート 2017年2月1日付<2016 No.11>を参照下さい)、今回検討されている規格はドローンの用途を限定しての規格となります。

我が国では、ドローンの飛行ルールを定めた「改正航空法」が 2015 年 12 月 10 日に施行され、ドローンの飛行空域と飛行方法の両面により制限がなされています。事故や災害時に、国や地方公共団体、また、これらの依頼を受けた者が捜索・救助を行うためにドローンを飛行させる場合については、これらの制限は適用されないこととなっていますが、その場合の運用に関しては別途ガイドラインが定められています\*。

ドローンの安全を確保する(衝突しない、墜落しない)には、上記に述べたような運用上によるものとドローンおよびその周辺の技術開発によるもの(例えば、ドローン同士、あるいはドローンと有人飛行機との相互認識による衝突防止装置の義務付け等)の両面でのアプローチが必要であることは言うまでもありません。ドローンの製造・販売・運用に関わる事業者は、国内外の規制・規格の動向と技術の進歩を注視し、自社の活動に反映する必要があります。

本プレスリリースの全文は下記 URL を参照下さい。

<http://www.astmnewsroom.org/default.aspx?pageid=4340>

\* 詳細は [http://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html) を参照下さい。

以 上

## インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

### 【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

### PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**  
製品安全管理態勢に関する簡易評価  
リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**  
個別製品に関するリスクアセスメント  
指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**  
PL事故対応マニュアルの策定  
リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**  
リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)  
PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**  
判例・事故例の調査分析  
各国の生産物賠償法一覧の提供

INS&AD

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研リスクマネジメント第三部危機管理・コンプライアンスグループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright 株式会社インターリスク総研 2017